

中型動物捕獲用の箱わなの貸し出しについて

タヌキやキツネ、ハクビシンなどの中型動物による、畑や家庭菜園の農作物被害、建物の屋根裏への進入による騒音や悪臭等の生活環境被害が増加しており、その対策として中型動物捕獲用の箱わなを貸し出します。

許可なく野生鳥獣を捕獲することは、
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
により禁止されています。

【申請～わな返却の流れ】

事前連絡 許可申請

- ・お電話等で現在の箱わなの在庫状況をご確認ください。
その際に、貸し出しを希望する日時をお伝えください。
- ・市役所農林課に来所いただき、「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書」及び「鳥獣被害防除機材貸出申込書」をご提出いただきます。
(申請書類は市ホームページからダウンロードまたは農林課窓口に設置しています。)

許可証発行 わな貸し出し

- ・提出いただいた書類を審査し、適正と認められた場合、「許可証」を発行し、「箱わな」をお貸しいたします。
(箱わなの受け取りの際は、車でご来所ください。)
- ・捕獲の許可期間は **30 日間**となります。
(許可期間後も捕獲を継続したい場合は、再度許可申請が必要となります。)

わなの設置

- ・狩猟免許を所持していない場合、箱わなを設置できる場所は、「自宅の敷地内」や「自己が所有する農地」に限られますので、ご注意ください。
- ・箱わなの設置中は許可内容や連絡先を記載した「許可看板」を作成し、わなの近くわかりやすい場所に掲示してください。
- ・わなにかかる作業（設置、管理、撤去等）を行う場合は、「許可証」を携帯してください。

わなの点検 エサ等の管理

- ・わなを設置する前に、近隣でペットを飼われている世帯へ、わな設置についてご説明願います。(愛玩動物の錯誤捕獲予防のため。)
- ・わなの設置期間中は、毎日、「わなの点検」と「エサ等の管理」を行い、許可対象外の動物が捕獲されている場合は、速やかに放獣願います。
- ・用いるエサは野菜や果実とし、ペットフードや肉類は絶対に使用しないでください。

対象獣の捕獲 捕獲後の処分

- ・許可対象の動物を捕獲した場合の処分方法は下記のとおりです。
 - ①わなごと水路等に沈め、溺死状態にする。
 - ②市役所廃棄物対策課へ以下の内容を連絡する。
 - ・捕獲した動物を焼却したいこと。
 - ・市の「有害鳥獣捕獲許可」で動物を捕獲したこと。
(市の許可を取得して捕獲した動物の焼却は無料になります。)
 - ③環境センター（神指町）に動物を搬入する。
- 会津若松市廃棄物対策課
TEL 0242-27-3961

わなの返却

- ・捕獲後に被害が収まった場合、捕獲許可期間が満了した場合は、箱わなを洗浄しご返却ください。
- ・わなと一緒にお渡しした許可証は、「報告」欄に必要事項を記載の上、返却願います

【お申し込み・お問い合わせ先】

会津若松市鳥獣被害防止対策協議会事務局
会津若松市役所農林課 TEL 0242-23-9974